令和７年度町職員採用資格試験日程について



●受付期間

（１）上級（大卒程度）
自　令和６年５月１日（水曜日）
至　令和６年６月７日（金曜日）
（２）初級（高卒程度）
自　令和６年７月１日（月曜日）
至　令和６年８月２日（金曜日）

●試験実施日

（１）上級（大卒程度）
令和６年７月14日（日曜日）
（２）初級（高卒程度）
令和６年９月22日（日曜日）

●試験申込書

各町窓口や北海道町村会及び各町ＨＰよりダウンロード。

●試験場所

乙部町民会館　２階大ホール

※受付期間、試験日については、受験予定者・学校関係者、北海道町村会、檜山教育局等へ情報提供をいたします。

【問合せ】総務財政課　総務グループ　☎82-0111

総合公園管理棟を無料開放致します

毎年、５月から10月まで総合公園の管理棟は各種団体（個人団体）等に無料で開放しております。管理棟及びゲートの開閉時間は午前９時から午後５時までです。
管理棟のご利用を希望される方は、事前にお申込み下さい。

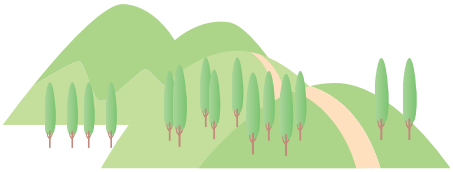

総合公園の使用期間：５月１日から10月31日まで

【申込み・問合せ】公営施設課　土木建築グループ　☎82-0111

短期人間ドック・精密脳ドックの一部助成

今金町では国民健康保険に加入されている方を対象に「短期人間ドック」及び「精密脳ドック」検診受診料の一部助成を実施しております。



●短期人間ドック

対 象 者：満 30 歳以上の今金町国民健康保険の加入者
受 診 料：5,000 円（自己負担額）
受診病院：今金町国保病院
八雲総合病院
そ の 他：八雲総合病院のみオプションにて「乳がん検診」「子宮がん検診」「前立腺がん検診」を受診される方の費用を一部助成いたします。

●精密脳ドック

対 象 者：満 40 歳以上の今金町国民健康保険の加入者
受 診 料：5,000 円（自己負担額）
受診権利：検診の受診権利は２年に１度
受診病院：函館中央病院・市立函館病院
函館新都市病院・函館脳神経外科病院



【申込み】保健福祉課　保険・医療グループ（国保担当）☎ 82-2780

午前８時30分から午後５時15分までです。
電話連絡による予約をお願いします。

たばこのルールを正しく守り受動喫煙を防止しよう

５月は「世界禁煙デー」と「禁煙週間」があります

毎年５月31日は、ＷＨＯ（世界保健機関）が定める世界禁煙デーです。また厚生労働省においては、５月31日～６月６日を禁煙週間と定め、たばこ対策に取り組んでいます。

受動喫煙の害は喫煙以上！！

・たばこの煙には、200種類以上の有害物質が含まれており、その中でも、タール、一酸化炭素、ニコチンは３大有害成分と呼ばれています。
・副流煙は、主流煙よりも多くの有害物質を含んでいます。



※主流煙と比べた副流煙に含まれる有害物質の量

加熱式たばこなら、大丈夫?は誤解です

・最近登場した、煙が出ないたばこ（加熱式たばこ）は、たばこの葉を電気で加熱して、蒸気を発生させ、吸い込むものです。
・発がん性物質や有害成分（ニコチンなど）が含まれているため、身体に悪影響があります。

吸う場所を換気扇や部屋を分けてもたばこの煙の被害はなくせません

・分煙しても有害物質や発がん性物質は漏れ出しています。
・分煙していても、たばこを吸う夫の妻は、受動喫煙がない人に比べて肺がんのリスクが1.3倍もあります。

子どもへの影響は？

受動喫煙によっておこると報告されている子どもの病気は様々です。
・気管支喘息や呼吸機能の低下
・身体発育の低下　　など

今金町では、小学６年生を対象に「タバコの害と健康」について毎年授業を行っています。令和５年度のアンケートから、家族の喫煙率※1は平均67.6％で、このうち家の中で喫煙している家庭は80％という結果でした。アンケート結果から、子どもが受動喫煙にさらされている可能性があります。家族に煙を吸わせないための工夫（例えば外に出て、周りに誰もいないことを確認したうえで喫煙する）やご家族や周囲の協力が必要です。
（※１　家族には、父、母、祖父母等含みます。）

今日から始めよう！禁煙生活

喫煙習慣のある人の多くは、ニコチン依存症という病気により、自らの意思だけではやめることが難しい場合があります。一定の条件を満たせば、健康保険を利用して治療を受けることができます。（2020年４月から加熱式タバコも禁煙治療の対象として認められました。）禁煙外来ではニコチンを含まない飲み薬などが処方され、たばこを吸いたい気持ちを抑えて禁煙に取り組めます。

右記載のQRコードで道内の禁煙外来・クリニックをお調べいただけます。

禁煙や健康に関する相談がありましたら、ご利用ください。
【問合せ】今金町保健福祉課　健康づくりグループ　☎82-2780

閉庁日の死亡届に伴う火葬許可証の交付時間は、届出をする日の前日又は、当日の２時間前に役場へ